

for APプラン

(低圧)

2026年11月 1 日 実施

中部電力ミライズ株式会社

本 則

1 適 用

- (1) この個別要綱は、当社と低圧の需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結し、当社が別途定める個別要綱の「ポイントプラン」，「おとくプラン」，「とくとくプラン」，「スマートライフプラン」，「スマートライフプランforスマート・エアーズ」，「昼とくプラン」，「3時間帯別電灯」，「時間帯別電灯」または「ピークシフト電灯」のいずれか（以下「対象個別要綱」といいます。）の適用を受けているお客さまが，アマゾンジャパン合同会社が提供する有料会員制プログラム「Amazonプライム」（以下「Amazonプライム」といいます。）の利用を希望し，当社がこれを承諾して当該お客さまにAmazonプライム年会費相当額を進呈するプラン（以下「for APプラン」といいます。）を提供するときに適用される基本的な契約条項を規定したものであり，お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この個別要綱は，基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。）および対象個別要綱と一体のものとし，かつ，当社とお客さまとの間の需給契約の一内容をなすものとして，適用いたします。なお，基本要綱および対象個別要綱が変更された場合は，変更後の基本要綱および対象個別要綱によります。
- (3) この個別要綱に定める事項について，基本要綱または対象個別要綱に異なる定めがある場合は，当該事項については，基本要綱または対象個別要綱によらず，この個別要綱の規定を適用するものといたします。

2 個別要綱の変更

- (1) 当社は、法令もしくは基本要綱の変更その他の事情により、この個別要綱を変更する場合があります。なお、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は変更された税率に基づきこの個別要綱を変更いたします。
- (2) 当社は、アマゾンジャパン合同会社がAmazonプライムのサービス内容を変更したときには、この個別要綱を変更する場合があります。
- (3) (1)および(2)の場合、変更後の個別要綱は、変更前から個別要綱の適用を受けているお客さまに対しても、変更の日をもって適用するものいたします。
- (4) (1)および(2)の場合は、(5)に定めるときを除き、当社が法令で定める供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を次のとおり行なうことを、あらかじめ承諾いただきます。
 - イ 供給条件および契約締結前の書面は、変更となる事項のみを、電磁的方法（お客さまに電子メールで送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法によりお客さまに説明および交付いたします。
 - ロ 契約締結後の書面は、当社の名称および住所、契約年月日、変更となる事項および供給地点特定番号のみを記載し、電磁的方法その他当社が適当と認めた方法により交付いたします。
- (5) この個別要綱の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の実質的な変更をともしない内容である場合、契約締結前後の書面交付を行なうことなく、当該変更となる事項の概要のみを、電磁的方法その他当社が適当と認めた方法によりお客さまにお知らせいたします。

3 メニューの成立および適用期間

- (1) for APプランは、お客さまの当該メニューへの申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。なお、当該メニューへの申込みは、原則として、当社が提供する会員向けウェブサイトより受け付けます。
- (2) for APプランの適用期間は、当社がお知らせする適用開始日から1年間といたします。ただし、お客さまからお申し出のない限り、for APプランの適用期間も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) お客さまは、for APプランの適用にともなう需給契約の変更に際して、当社が供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、原則として、2（個別要綱の変更）(4)、(5)に定める方法により行なうことをあらかじめ承諾していただきます。
- (4) お客さまは、for APプランの適用を廃止することを希望する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。当社は、当該申し出に応じて、for APプランの適用を終了いたします。ただし、原則として廃止日は検針日とし、当社とお客さまの協議のうえ決定いたします。

4 Amazonギフトカード

- (1) Amazonギフトカードとは、アマゾンジャパン合同会社が発行し、そのギフトカード番号（以下「ギフトカード番号」といいます。）をアマゾンジャパン合同会社のウェブサイトに登録していただくことで、Amazonプライム年会費の支払いおよびアマゾンジャパン合同会社がウェブサイトにおいて提供するサービスの支払いに利用いただけるギフトカードをいいます。なお、Amazonプライムを利用するうえで、お客さまが、ギフトカード番号の登録に加え、Amazonプライムへの入会手続き等所定の手続きを実施いただくことで、Amazonプライム年会費の支払いにお客さまのAmazonギフトカードの残高が優先的に使用されます。ただし、支払時

点でAmazonギフトカードの残高がAmazonプライム年会費に不足する場合は、アマゾンジャパン合同会社から当該不足額が請求されます。

- (2) 当社は、for APプランの適用期間開始時および適用期間更新時に、電磁的方法その他当社が適当と認める方法により、Amazonプライム年会費相当額のギフトカード番号をお知らせいたします。なお、適用期間開始時には、原則として開始日の翌日以降すみやかにギフトカード番号をお知らせいたします。また、適用期間更新時には、原則として適用期間更新日の前にあらかじめ、ギフトカード番号をお知らせいたします。
- (3) お客様は、ギフトカード番号を有効期限内に、アマゾンジャパン合同会社のウェブサイトに登録していただきます。
- (4) Amazonプライム等、アマゾンジャパン合同会社が提供するサービスに関する事項は、アマゾンジャパン合同会社が定める各種規約によるものとします。
- (5) お客様がギフトカード番号を有効期限内にアマゾンジャパン合同会社のウェブサイトに登録されなかった場合や、アマゾンジャパン合同会社がAmazonプライム会員規約等、同社が規定する各種規約を変更した場合等、当社の責めとならない理由によりお客様に不利益が生じた場合、当社はその責めを負いません。

5 料 金

- (1) お客様がこの個別要綱の適用を受ける場合、需給契約の電気料金と合わせてfor APプラン手数料を申し受けます。需給契約にかかる基本料金または最低月額料金にfor APプラン手数料を加算した金額（基本料金等相当額）は、1月につき次のとおりといたします。

イ ポイントプラン

契約電流10アンペア	902円92銭
契約電流15アンペア	1,126円88銭
契約電流20アンペア	1,350円84銭
契約電流30アンペア	1,798円76銭

	最低月額料金の場合
1 契約につき	795円88銭

ロ おとくプラン

契約電流40アンペア	2,246円68銭
契約電流50アンペア	2,694円60銭
契約電流60アンペアおよび契約容量 6 キロボルトアンペア	3,142円52銭

ハ とくとかプラン

契約容量 7 キロボルトアンペアの場合	3,590円44銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447円92銭

ニ スマートライフプラン

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	3,561円24銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447円92銭

ホ スマートライフプランforスマート・エアーズ

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	3,561円24銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447円92銭

ヘ 昼とくプラン

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	3,561円24銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447円92銭

ト 3 時間帯別電灯

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	2,966円52銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	4,274円20銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447円92銭

(ハ) 最低月額料金の場合

	最低月額料金の場合
1 契約につき	892円94銭

チ 時間帯別電灯

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	2,746円52銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	4,054円20銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	447円92銭

(ハ) 最低月額料金の場合

	最低月額料金の場合
1 契約につき	892円94銭

リ ピークシフト電灯

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	2,746円52銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	4,054円20銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	447円92銭

(ハ) 最低月額料金の場合

	最低月額料金の場合
1 契約につき	892円94銭

(2) 基本要綱26（日割計算）および29（延滞利息）に基づく日割計算および延滞利息の計算は、基本要綱および対象個別要綱により電気料金として算定された金額にのみ適用するものとし、for APプラン手数料には適用しないものいたします。

(3) 対象個別要綱において、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とするとの定めがある場合、当該定めは基本要綱および対象個別要綱

により基本料金として算定された金額にのみ適用するものとし、for APプラン手数料には適用しないものといたします。

6 契約の終了

(1) この個別要綱の適用は、以下の場合に終了いたします。

イ 3（メニューの成立および適用期間）(4)によりお客さまの希望でfor APプランの適用を廃止する場合

ロ 需給契約が廃止または解約された場合

ハ 需給契約の契約種別の変更により、対象個別要綱が適用されなくなった場合

ニ 当社がこの個別要綱を廃止した場合

(2) 当社は、ギフトカード番号のお知らせ後、前項イ、ロまたはハによりこの個別要綱の適用を終了する場合は、ギフトカード番号のご利用の有無にかかわらず、原則として解約手数料を申し受けます。この場合の解約手数料は、適用終了日から3（メニューの成立および適用期間）(2)に定める適用期間の末日までの残存期間の月数（1月未満の端数は切り捨てます。以下「残存月数」といいます。）に455円を乗じた金額といたします。ただし、4（Amazonギフトカード）(2)により適用期間更新日の前に当社があらかじめギフトカード番号をお知らせした場合で、適用期間の更新を待たずに終了されるときは解約手数料は、残存月数に12を加えた値に455円を乗じた金額といたします。

(3) お客さまは、この個別要綱の適用終了後であっても、Amazonプライムの利用期間が終了するまでは、引き続きAmazonプライムをご利用いただけます。なお、Amazonプライムのご利用を継続されない場合は、お客さまにてAmazonプライムの退会手続きを行なうものとします。

(4) お客さまは、この個別要綱の適用終了後であっても、引き続き未使用の

ギフトカード番号（ただし、有効期限内のものに限ります。）、または当該ギフトカード番号の登録により得たAmazonギフトカードの残高を利用いただくことができます。

附 則

1 実 施 期 日

この個別要綱は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 この個別要綱の実施にともなう切替措置

対象個別要綱において、対象個別要綱の実施にともなう料金の算定にあたって日割り計算を実施するとの切替措置の定めがある場合、当該定めは基本要綱および対象個別要綱により電気料金として算定された金額にのみ適用するものとし、for APプラン手数料には適用しないものといたします。